

令和8・9年度

福岡地区水道企業団

競争入札参加資格審査申請要領

(追加申請)

【 委 託 】

受付期間

令和8年 2月20日（金）から

令和8年 3月23日（月）まで

令和8・9年度において、福岡地区水道企業団が行う委託の競争入札に参加を希望する方は、競争入札参加資格申請書及び必要な書類を提出してください。

「工事」、「物品・リース」を希望される方は、

それぞれ申請が必要です。

【目次】

はじめに	1
1. 競争入札参加者に必要な資格	2
(1) 競争入札参加者に必要な資格	2
(2) 競争入札に参加するために必要な資格	2
(3) 暴力団排除策の強化について	2
2. 申請区分業種等	5
3. 申請に必要な書類(提出書類)	6
(1) 指定様式	
① 必ず提出が必要な書類	6
② 該当する方のみ提出が必要な書類	6
(2) 添付書類	
① 必ず提出が必要なもの	6
② 該当する方のみ提出が必要なもの	7
4. 各様式の記入要領等	8
5. 継続申請者の変更届について	11
6. 注意事項	12
7. 競争入札参加資格の認定	
(1) 書類の受理	13
(2) 資格の認定	13
8. 競争入札参加資格審査申請方法	14
9. 問い合わせ先等	14
＜別表＞	
◦ 申請要領記入例(ク)営業にかかる登録・許可証・証明書の写し	15
◦ 申請要領記入例【様式9】委託業務実績表	17
◦ 申請要領記入例【様式10-1】、【10-2】技術者名簿	19
◦ 財務諸表参考資料	23
◦ 申請区分業種 分類表(委託)	24

はじめに

本書は、令和8・9年度 福岡地区水道企業団競争入札参加資格申請（追加申請）において「委託」を希望する方を対象とした要領です。

本書に基づく申請により、競争入札参加資格の認定を受け「令和7・8・9年度競争入札有資格者名簿」（通称「登録業者名簿」）に登載された方は、**令和8年8月1日から令和10年7月31日まで**の間に公告または指名がなされる入札について、参加資格を有します。

◎追加申請における注意事項

☆ 令和7年8月1日現在、登録業者名簿に登載されていない申請区分（※）について申請することができます。

**△注意：すでに名簿登載されている申請区分の業種や希望順位などを
変更することはできません。**

※）申請区分とは

「工事」、「委託」、「物品・リース」の区分をいいます。

対象となる追加申請

- 令和7年8月1日現在の登録業者名簿において、すべての申請区分に登載されていない方の申請
- 令和7年8月1日現在の登録業者名簿に登載されている方のうち、名簿登載されていない申請区分の申請
（例）「委託」に名簿登載されている方は、「工事」「物品・リース」に申請することができます。
⇒ 本要領において「継続申請」という。

☆ **令和7年度以降**の登録から、申請区分業種ごとに「委託種目」を設定しますので、**希望する委託種目を必ず選択してください。**

1. 競争入札参加者に必要な資格

(1) 競争入札参加者に必要な資格

競争入札に参加するために必要な資格は下記(2)のとおりです。

なお、本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類中の重要な事項について虚偽の記入をした者、重要な事実について記入しなかった者、不正な手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者及び経営状況が著しく不健全であること又は競争入札参加者としてふさわしくない事実が審査の過程等で判明した者については、不認定又は認定の取り消しを行うことがあります。

本企業団への競争入札参加資格審査申請を行う方については、このことを承諾したものとして審査を行うこととします。

(2) 競争入札に参加するために必要な資格

- ア. 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ. 福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- ウ. 市町村税を滞納していない者であること。
- エ. 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ. 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

(3) 暴力団排除策の強化について

本企業団では、福岡県暴力団排除条例等の施行に伴い、公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。

その一環として、競争入札参加資格審査申請時に、代表者（個人事業主を含む）、役員（※注1）及び支店等に委任する場合の支店長等（以下「代表者等」という。）の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を所定の様式で提出していただきます。（※注2）。

関係する提出様式にもれがないよう確認してください。また、申請及び認定後に代表者等に変更が生じた場合は、変更した代表者等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日について変更届を提出してください。

※注1 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）。

※注2 代表者（個人事業主を含む）、役員及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日は、本企業団の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。なお、代表者の役職・氏名及び支店等に委任する場合の支店長等の役職・氏名はホームページで業者情報として公表します。

【参考 1】 地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（※注 4）
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※注 4 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考 2】 福岡地区水道企業団 競争入札参加停止等措置要領

別表第 3 入札参加資格の取り消し基準

措 置 要 件

- 1 役員等（役員等として登記又は本企業団若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している者を含む。）が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
- 2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

（次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。）

 - ア 暴力団等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
 - イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。
 - ウ 暴力団等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
 - エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき。
 - オ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。
 - カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2. 申請区分業種等

申請区分業種及び委託種目は24～26ページの別表「申請区分業種分類表（委託）」のとおりです。希望する申請区分業種を選択し、申請区分業種ごとの履行可能な委託種目を申請してください。

<注意事項>

- ・ 申請受理後は、申請区分業種・委託種目の変更はできませんので、十分確認のうえ申請してください
(今回の登録の有効期限 令和10年7月31日まで変更できません)
- ・ 一般競争入札については、個別に当該入札に係る資格要件を定めることがありますので、入札に参加できない場合があります。
- ・ 指名競争入札については、福岡地区水道企業団の指名基準に基づき入札参加者の選定を行いますので、入札参加資格の認定を受けても必ずしも指名があるとは限りません。

(1) 申請区分業種

- ▼ 24～26ページの別表 申請区分業種17種から希望する業種を申請（1位から3位まで申請可）してください。
- ▼ 別表「申請区分業種分類表（委託）」に記載のない業種は、本要領に基づく申請の必要はありません（登録業者名簿の対象外となります）。

(2) 委託種目

- ▼ 希望する申請区分業種について、別表「申請区分業種分類表（委託）」で委託種目を確認し、履行可能な委託種目をすべて選択してください。
- ▼ なお、申請した委託種目は、別途提出する「委託業務実績表」（様式9）に履行実績の有無をすべて記載してください。

3. 申請に必要な書類

(1) 指定様式

① 必ず提出が必要な書類

【様式 1】 令和 8・9 年度競争入札参加資格審査申請書（委託）

【様式 2】 競争入札参加資格審査調書（委託）（追加）

【様式 3】 使用印鑑届（委託）

【様式 4】 代表者・役員等情報 届出書

【様式 5】 誓約書

【様式 9】 委託業務実績表（委託）

【様式 10-1】 技術者名簿（設備設計以外）

【様式 10-2】 技術者名簿（設備設計）

【様式 16】 提出書類一覧表（委託）

② 該当する方のみ提出が必要な書類

【様式 6】 申立書（個人の場合）

【様式 7】 委任状

【様式 8】 支店・営業所等概要調書

【様式 11】 許可・免許等一覧表（委託）

【様式 12】 設計調査等の実績調書（※No. 1、No.2 を両面印刷してください）

【様式 13】 清掃・警備業者調書

【様式 14】 財務諸表（個人用）

【様式 15】 理由書（財務諸表が提出できない場合）

(2) 添付書類

① 必ず提出が必要なもの

▼ 各公的機関発行の証明書等（令和 8 年 1 月 1 日以降発行のもの）

※原本を提出してください。コピーは不可。

※発行日が令和 7 年 1 2 月 3 1 日以前のもは、一切、受理できません。

(ア) 登記事項（全部）証明書（法人の場合）

(イ) 身分証明書（個人の場合）

本籍地の市町村で発行のもの

(ウ) 市町村税を滞納していないことの証明書

支店等への委任を「行わない場合は本店」、「行う場合は当該支店等」の所在地市区町村発行の証明書

なお、市町村が「滞納がないことの証明書」を発行していない場合は、滞納がないことを確認できる証明書（納税証明書等、直近 2 年分）を提出してください。（地方税法の規定による徴収猶予を受けている場合はその証明書）

(エ) 消費税及び地方消費税納税証明書

- ・ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書
- ・ 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択してください。
（「その3の2」、「その3の3」でも可）。
- ・ **電子納税証明書(PDF)で交付されたものは印刷したものを提出してください。**

(オ) 返信用はがき

申請受付の受理又は不受理の通知のために必要ですので、**85円切手を貼付**し、はがきの表面に返送先を記入のうえ、提出してください。（裏面は企業団で印刷するので白紙であること）

(カ) 返信用封筒

認定書を送付する返信用封筒（長形3号封筒）に申請者の所在地、会社名等を記入のうえ、**110円切手を貼付**して申請書類と同時に提出してください。

② 該当する方のみ提出が必要なもの

(キ) 財務諸表（直近決算2年分）

「法人」の場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

「個人」の場合は、23ページの参考資料に基づき、【様式14】を作成してください。提出できないときは【様式15】理由書を提出してください。

(ク) 営業にかかる登録・許可証・証明書の写し

関係官庁への許可、認可、登録等を必要とする業種は必ず提出してください。

建築設計、構造計算、測量、屋外看板標識製作設置、警備、不動産鑑定、登記手続等、運送は必須提出書類があります。

証明書を提出する場合は、令和8年1月1日以降発行のもの(写し可)を提出してください。

届出書を提出する場合は受付印の押印があるものを提出してください。

有効期限のあるものについては、有効期限内のものを提出してください。

「【様式13】清掃・警備業者調書」の「業務の登録許可、認定及び届出」欄に記入したものについても提出が必要です。

15ページ～16ページを確認してください。

(ケ) 現況報告書の写し等

以下の登録を行っている場合は、当該登録を証する書類（通知書等）の写しと当該登録規程に基づく現況報告書（直前の決算1年度分）の写しを提出してください。

- ・ **建設コンサルタント登録規程による登録の方**で、区分「**土木設計**」で登録申請の場合
- ・ **地質調査業者登録規程による登録の方**で、区分「**地質調査**」で登録申請の場合

・補償コンサルタント登録規程による登録の方で、区分「補償コンサルタント」で登録申請の場合

4. 各様式の記入要領等

<共通>

- ① 各様式中の登録番号欄は、空白のままで提出してください。
- ② 希望する申請区分業種及び委託種目は、別表「申請区分業種分類表(委託)」の申請区分業種及び委託種目から選んでください。

【様式1】令和8・9年度競争入札参加資格審査申請書（追加）

- ① 実際に当企業団と取引を行う店舗の所在地（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその所在地）、個人にあつては現に営業しているところを公称町名で記入してください。
- ② 商号又は名称は、実際に当企業団と取引を行う店舗（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその名称）を記入し、「【様式3】使用印鑑届」と同一のものを押印してください。
- ③ 書類内容が説明できる担当者の氏名、問合せ先を明記すること。

【様式2】競争入札参加資格審査調書（委託）（追加）

▼「【様式2】競争入札参加資格審査調書（委託）」は必ず両面印刷してください。

▼作成上の注意事項などは次のとおりです。

- ① 「本店」欄は、登記簿に登載されている記載事項と同一であること。
- ② 「支店・営業所等」欄は、「【様式7】委任状」を提出して当企業団との取引を支店長、営業所長など代理人に行わせるときのみ記入してください。
- ③ 営業年数は、実営業年数（休業期間は含まない）を記入してください。
- ④ 「希望申請区分業種及び委託種目」欄は、次の点に留意し記入してください。
 - (ア) 「入札参加希望申請区分業種」の欄は、別表「申請区分業種分類表（委託）」を参照のうえ、入札参加の希望順位第1位から順次記入してください。
(入札参加の希望順位第3位まで記入可)
 - (イ) 「委託種目」の欄は、別表「申請区分業種分類表（委託）」の各業種に設定された委託種目及び委託種目に対応するアルファベットを記入してください。
- ⑤ 「登録事業名」等の欄については、登録又は許可を要する事業について登録番号等を記入してください。

なお、希望種目に関する登録等又は許可を要する事業が記載されていない場合は、空白部分に登録事業名を記入し、登録番号等を記入してください。

- ⑥「種目内容」欄については、建築設計、設備設計、土木設計、測量、地質調査のいずれかを希望する者のみ、各々の専門部門に「○印」で表示してください。
- ⑦「職員数」「種目別業務実績高」「自己資本の額」「経営状況」「営業年数」欄は、財務諸表その他関係書類から抽出し、記入にあたっては次の点に留意してください。
- (ア) 種目別業務実績高は希望する申請区分業種別に記入してください。
 - (イ) 決算額は、1年度分（12ヵ月分）を年度別に記入してください。
 - (ウ) 技術職員の内訳は、一人で複数の資格を有する方がいるときは該当する技術者欄に延人員数を記入してください。

【様式3】使用印鑑届

- ① 本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名を記入してください。
- ② 使用印鑑は企業団との取引に使用する印鑑を鮮明に押印してください。
- ③ 必ずしも実印でなくてもよいが、法人の場合は商号、役職名が含まれた印鑑が望ましい。個人の場合は、代表者の印鑑を使用印鑑としてください。
なお、法人・個人ともに会社印（会社名のみ印）は使用できません。
- ④ 「【様式7】委任状」を提出する方は、委任状の代理人の印鑑と同一であること。
なお、商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑とすることが望ましい。

【様式4】代表者・役員等情報 届出書

代表者・役員等の氏名等を記入してください。

なお、「【様式7】委任状」を提出する方は、支店長、営業所長などの代理人の氏名等の記入も必要です。

【様式5】誓約書

本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名を記入、印鑑は代表者の実印を使用してください。

【様式6】申立書

個人の場合は提出が必要、法人の場合は提出不要です。

代表者の実印を押印してください。

【様式7】委任状

- ① 当企業団との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合に提出してください。

ただし、代理人の指定は委任状に記載の全ての委任事項を委任できる場合のみです。（一部事項のみの委任は認めていません。）

委任期間は令和10年7月31日までとなります。

なお、登録後（令和8年8月1日以降）に代理人の変更が可能です。

（変更届の提出が必要です。）

- ② 代理人の氏名は、以下の書類の「代理人氏名」欄と一致すること。
「【様式2】競争入札参加資格審査調書」の「支店、営業所等」の「代理人
役職・氏名」
- ③ 「【様式4】代表者・役員等情報届出書」に、代理人氏名等の記入も必要です。

【様式8】支店・営業所等概要調書

支店・営業所等での取引を希望する場合は提出してください。

支店・営業所等の業務に関する事項のみを記入してください。

【様式9】委託業務実績表（委託）

17ページ～18ページを確認のうえ、記載例を参考に記入してください。

希望する業種に関わらず、希望順位ごとに作成してください。

【様式10-1】技術者名簿（設備設計以外）

【様式10-2】技術者名簿（設備設計）

- ① 19ページ～22ページを確認のうえ、記載例を参考に記入してください。

なお、指定様式の全項目が記載されていれば、任意の様式でも結構です。

ただし、【様式10-1】【様式10-2】を表紙として添付（氏名欄には「別紙のとおり」と記入）し、申請区分ごとも技術者の内容・人数が明確になるようにしてください。

- ② 提出日現在で在職している技術者について記入してください。
免許や資格者証等の添付は不要です。
- ③ *構成市町に本社又は主たる事業所を有する場合は、現在所属する技術者全員を記入してください。（*構成市町・・・12ページ(8)を参照）
- ④ *構成市町に本社又は主たる事業所を有しない場合は、福岡地区水道企業団発注の委託(業務)に従事可能な技術者(他社の技術者を含まず。)を記入してください。
※ 技術者は、有資格者及び実務経験者を記入してください。

【様式11】許可・免許等一覧表（委託）

「【様式7】委任状」を提出し取引を代理人に委任する法人の場合、証明書等は代理人のものが必要なものがありますので、ご注意ください。

有効期限があるものは、有効期限を記入してください。

（有効期限が無いものは、有効期限欄は空白のままにしてください。）

【様式 12】 設計調査等の実績調書

「土木設計」を希望される方で水道事業に関する実績が有る方は提出してください。原則として、上水道事業に関する実績のうち比較的高位のものについて記入してください。

※ 全ての業務区分で実績がない場合は、「上水道開削設計」の「業務名称」の欄に「実績なし」と記入してください。

【様式 13】 清掃・警備業者調書

「清掃（「建築物ねずみ昆虫等防除」を含む）」・「警備」のいずれかで登録を希望する者は、提出してください。

注意書きのとおりに入力してください。

なお、該当業務の登録許可、認定及び届出についての証明等の写しを提出してください。

【様式 14】 財務諸表（個人用）

「個人」の場合は、23 ページの参考資料に基づき作成してください。

【様式 15】 理由書（財務諸表が提出できない場合）

個人の場合で、【様式 14】財務諸表（個人用）が提出できないときは提出が必要です。

【様式 16】 提出書類一覧表

提出する書類にチェックをして提出してください。

5. 継続申請者の変更届について

現在の登録内容に変更（申請区分の追加申請を除く）がある方は、資格審査申請前までに変更届を提出してください。

6. 注 意 事 項

- (1) 書類は、楷書で明確に記入してください。
- (2) 提出書類に不備や不足がある場合は、個別に連絡します。速やかに修正してください。
なお、修正がなされない場合は「申請不受理」の取扱いとします。
- (3) 作成する書類は、全て上下左右15mm以上の余白をあけてください。
- (4) 提出書類は3.(1)「指定様式」(2)「添付書類」の記号番号順に、とじひもで、縦長左とじにしてください。
指定様式【様式1】→【様式2】→【様式3】・・・【様式12】→【様式16】
添付書類【添付ア】→【添付イ】→【添付ウ】・・・【添付ク】→【添付ケ】
ただし、3.(2)「添付書類」の【添付オ】返信用はがき、【添付カ】返信用封筒はとじ込まないでください。
- (5) 申請書類の提出後、その記入事項に変更があったときは、必要書類を添付のうえ速やかに手続してください。
- (6) 「工事」「委託」「物品・リース」に区分して受付けるので、希望に合わせてそれぞれ申請してください。
- (7) 申請する登録区分（工事、委託、物品・リース）が複数ある場合、いずれかの1つの登録区分に登録事項証明書や納税証明書等の原本（1通）を添付し、その他の登録区分は、原本の代わりにコピーを添付することができます。

【例】 <「委託」と「物品・リース」の申請をする場合>

委託の提出書類に証明書等の原本を添付し、物品の提出書類には証明書等のコピーを添付。

ただし、【様式1】申請書の「登録確認」欄に申請の有無を記載してください。

- (8) 構成市町とは、福岡地区水道企業団の構成団体のことであり、次の団体をいいます。
①福岡市 ②大野城市 ③筑紫野市 ④太宰府市 ⑤古賀市 ⑥糸島市
⑦宇美町 ⑧志免町 ⑨須恵町 ⑩粕屋町 ⑪篠栗町 ⑫新宮町 ⑬久山町
⑭春日那珂川水道企業団（春日市、那珂川市）⑮宗像地区事務組合（宗像市、福津市）
- (9) 申請書類等において虚偽の内容を記入、又は重要な事実について記入しない等の不誠実な者については不認定とすることがあります。
- (10) 競争入札参加資格の認定を受けていても入札の指名がない場合もあります。
- (11) 申請内容に虚偽記載等があることが判明した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあります。

7. 競争入札参加資格の認定

資格の認定は、令和8年8月1日付けで行います。

(1) 書類の受理

申請書等の必要書類（添付書類を含む）が全て揃っていることが確認できた場合に、受付通知票を郵送します。

〔8.④に記載の補正の期限を過ぎても、なお必要書類が不足している場合は不受理扱いとなり、審査ができません。この場合は不受理通知票を送付します。〕

受付通知票又は不受理通知票の郵送日は申請状況によりそれぞれ異なります。

最も遅い場合、発送は5月末となる予定です。

(2) 資格の認定

入札参加資格の審査を行い、合格した場合に競争入札有資格者名簿に登載し、競争入札参加資格認定書を郵送します。

審査の結果、不合格の場合は不認定の通知を郵送します。

なお、いずれの場合も発送は7月下旬の予定です。

8. 競争入札参加資格審査申請方法

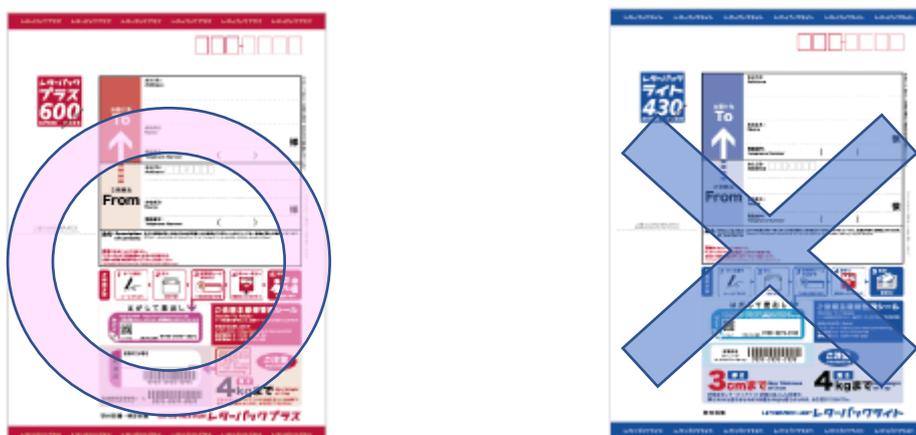
① 郵送受付期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）
（当日消印有効）

② 郵送方法

郵送は、「郵便局による一般書留又は簡易書留郵便が付加された通常郵便物など引き受け及び配達記録が残る郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者の行う書留サービスが付加された信書便その他の引受け及び配達記録が残る信書便」を用いてください。

（レターパックプラス（600円）は可、レターパックライト（430円）は不可）



（日本郵便(株)ホームページより）

③ 郵送先

〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当

④ 提出書類の修正・追加等（以下「補正」という。）の期限

令和8年4月30日（木）

9. 問い合わせ先等

- 期 間 令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）まで
（土・日・祝日を除く）
- 時 間 9時30分から17時まで（12時から13時までを除く）
- 連絡先 〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当
電 話（092）552-1998
FAX（092）552-1729

(ク) 営業にかかる登録・許可証・証明書の写し

- ▼ 下表(次頁に続く)の申請区分業種を希望する方は、必ず提出してください。提出がない場合は当該申請区分業種の申請は受理できませんのでご注意ください。
- ▼ 下表以外でも、営業上必要な登録・届け・許可・認可又は免許等があれば、それを証する許可・認可又は免許等の写し等、内容を確認できるものを提出してください。
- ▼ 証明書を提出する場合は、**令和8年1月1日以降発行のもの(写し可)**を提出してください。届出書は受付印の押印のあるものを提出してください。また有効期限があるものは有効期限内のものを提出してください。

申請区分業種	提出書類
委託種目	
建築設計 構造計算	都道府県知事又は指定事務所登録機関(建築士事務所協会等)発行の <input type="checkbox"/> 「建築士事務所登録通知」 又は 「建築士事務所登録証明書」 <u>(令和8年1月1日以降発行のもの)</u> <input type="checkbox"/> 地場外の法人で当企業団との取引を代理人(支店長、営業所等)に行わせる場合は、本店ではなく、 当該代理人(支店等)のもの を提出すること。
測 量	国土交通省地方整備局発行の <input type="checkbox"/> 「測量法に基づく測量業者としての登録について(通知)」 又は 「登録証明書」 <u>(令和8年1月1日以降発行のもの)</u> <input type="checkbox"/> 地場外の法人で当企業団との取引を代理人(支店長、営業所等)に行わせる場合は、 登録申請書の「営業所の名称及び所在地」の営業所登録の確認できるもの を提出すること。
看板・標識 <input type="checkbox"/>	
屋外看板 標識製作設置	各地方公共団体の屋外広告物条例に基づく <input type="checkbox"/> 「屋外広告業登録通知書」
警 備	<input type="checkbox"/> 都道府県公安委員会発行の 警備業の「認定証」 ※令和7年4月1日以降に認定を受けた又は更新した場合は、標識データ(PDF や写真等) <input type="checkbox"/> 福岡県外の法人で当企業団との取引を代理人(支店長、営業所等)に行わせる場合は、上記認定証とあわせて、福岡県公安委員会に提出した 営業所設置等届出書又は変更届 (いずれも受付印の押印が
機械警備	福岡県公安委員会に提出した <input type="checkbox"/> 機械警備業務開始届出書又は変更届 (いずれも受付印の押印があるもの)

(次ページに続く)

申請区分業種	提出書類				
委託種目					
補償コンサルタント <table border="1" data-bbox="263 378 475 1167"> <tr> <td data-bbox="263 378 475 763">不動産鑑定</td> <td data-bbox="475 378 1361 763"> <p>都道府県知事又は国土交通省地方整備局が発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>不動産鑑定業の登録について(通知)</u>」 又は「<u>不動産鑑定業者登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> <p>ただし、建築物に関する調査若しくは鑑定のみの場合、 都道府県知事又は指定事務所登録機関(建築士事務所協会等)発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>建築士事務所登録通知</u>」又は「<u>建築士事務所登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 763 475 1167">登記手続等</td> <td data-bbox="475 763 1361 1167"> <p>当企業団発注の左記業務に従事可能な技術者又は従事者について次のいずれかの書類</p> <p>日本土地家屋調査士会連合会発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>土地家屋調査士登録証</u>」又は「<u>土地家屋調査士登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> <p>日本司法書士会連合会発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>司法書士登録証</u>」又は「<u>司法書士登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> </td> </tr> </table>	不動産鑑定	<p>都道府県知事又は国土交通省地方整備局が発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>不動産鑑定業の登録について(通知)</u>」 又は「<u>不動産鑑定業者登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> <p>ただし、建築物に関する調査若しくは鑑定のみの場合、 都道府県知事又は指定事務所登録機関(建築士事務所協会等)発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>建築士事務所登録通知</u>」又は「<u>建築士事務所登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p>	登記手続等	<p>当企業団発注の左記業務に従事可能な技術者又は従事者について次のいずれかの書類</p> <p>日本土地家屋調査士会連合会発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>土地家屋調査士登録証</u>」又は「<u>土地家屋調査士登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> <p>日本司法書士会連合会発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>司法書士登録証</u>」又は「<u>司法書士登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p>	
不動産鑑定	<p>都道府県知事又は国土交通省地方整備局が発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>不動産鑑定業の登録について(通知)</u>」 又は「<u>不動産鑑定業者登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> <p>ただし、建築物に関する調査若しくは鑑定のみの場合、 都道府県知事又は指定事務所登録機関(建築士事務所協会等)発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>建築士事務所登録通知</u>」又は「<u>建築士事務所登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p>				
登記手続等	<p>当企業団発注の左記業務に従事可能な技術者又は従事者について次のいずれかの書類</p> <p>日本土地家屋調査士会連合会発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>土地家屋調査士登録証</u>」又は「<u>土地家屋調査士登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p> <p>日本司法書士会連合会発行の</p> <p><input type="checkbox"/> 「<u>司法書士登録証</u>」又は「<u>司法書士登録証明書</u>」 (令和8年1月1日以降発行のもの)</p>				
運送	<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業法に基づく 「 <u>一般貨物自動車運送事業</u> 」の許可を受けたことを確認できる書類 又は「 <u>貨物軽自動車運送事業</u> 」の届出を確認できる書類				

▼ 清掃を希望する方で、次の業務の登録・許可がある方は、それを証するもの又は証明書(令和8年1月1日以降発行のもの。写し可)を提出してください。

- (1)建築物清掃業 (2)建築物空気環境測定業 (3)建築物空気調和用ダクト清掃業
 (4)建築物飲料水水質検査業 (5)建築物飲料水貯水槽清掃業 (6)建築物排水管清掃業
 (7)建築物ねずみ昆虫等防除業 (8)建築物環境衛生総合管理業
 a. 産業廃棄物収集運搬業 b. 産業廃棄物処分業(中間) c. 産業廃棄物処分業(最終)

▼ 設備設計を希望する方で、登録がある方は、「建築士事務所登録通知」又は「建築士事務所登録証明書」(令和8年1月1日以降発行のもの。写し可)を提出してください。

【様式9】委託業務実績表

～全業種～

★ 希望する業種に関わらず、この（様式9）を作成してください。

▼ 申請区分業種ごとに作成してください。

下記及び次のページの記入例を参考に作成してください。契約書の添付は不要です。

項目	説明
(1) 希望委託種目一覧 及び 発注者別最高実績	
希望する委託種目	希望する委託種目について、すべてのアルファベットと工事種目を記入 * 実績の有無によらず、希望する委託種目はすべて記入 * 別表 申請区分業種分類表（24～26頁）参照
会社全体の発注者別最高実績	発注者ごとの1契約あたりの最高実績を記入 (2)の数字の転記 * 実績がない場合、この欄は記入不要 * 各発注者から直接請け負った委託業務の契約金額（税込）を記入 * 契約変更があった場合は変更後の最終金額（税込）を記入
他官庁等最高実績額	他官庁等の最高実績額を記入 * 当企業団以外の他官庁等の実績のうち、最も大きい金額を記入
(2) 委託種目別実績一覧 * (1)の詳細を記入	
アルファベット	委託種目に対応するアルファベットを記入
委託件名	委託件名を記入 * 契約書などのとおり記入
契約金額	契約金額(税込)を記入 * 変更があった場合は、最終金額（税込）を記入 * J Vで受注した場合は、契約金額に出資割合を乗じて得た金額を記入 2億5千万円の業務委託で出資比率25%の場合は $2億5千万円 \times 25\% = 62,500千円$
履行期間(年月)	平成26年4月1日以降令和7年7月末までに完了ものを記入 * 履行期間の始期は不問
業務概要	内容をできる限り詳細に記入 * J Vで受注した場合は、契約金額と出資割合も記入。 例1：工法、延長、規模、構造物名、設計の内容 例2：2億5千万の業務委託で出資比率25%の場合は 「250,000千円×25/100 J V」
発注者	発注者名を記入 * 他市町村の場合は〇〇県から記入 * 他官庁は具体的な発注者を記入 例：福岡県、九州地方整備局など

委託業務実績表（平成26年度以降完了の最高実績）

新規登録の場合は入力不要です。

令和7年7月に完了の実績も記入可です。

希望順位	1	申請区分業種	商号 又は名称	業者番号	22000000
------	---	--------	------------	------	----------

申請区分業種分類表（委託）24～26ページから選択してください。

(1) 希望委託種目一覧 及び 発注者別最高実績

委託種目をすべて記入し、発注者別に最高実績（会社全体の最高実績）を記入のこと。

7/177 ページ	希望する委託種目 委託種目名	会社全体の発注者別最高実績				希望する委託種目 委託種目名				会社全体の発注者別最高実績（単位：千円）			
		①福岡地区水道企業団	②本企業団構成市町 （福岡市など）	③福岡県	④国又は他官庁	7/177 ページ	①福岡地区水道企業団	②本企業団構成市町 （福岡市など）	③福岡県	④国又は他官庁	千円	千円	千円
1		千円	千円	千円	千円	6	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2		千円	千円	千円	千円	7	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3		千円	千円	千円	千円	8	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4		千円	千円	千円	千円	9	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5		千円	千円	千円	千円	10	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

申請区分業種分類表（委託）24～26ページから選択してください。

(2) 委託種目別実績一覧

▼ 実績がある場合についてのみ記入のこと。

7/177 ページ	発注者区分	契約年度	委託件名	契約金額(税込)	履行期間(年月)	業務概要(具体的な委託内容を記入すること)
	本企業団の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	本企業団構成市町の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	福岡県の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	国又は他官庁の最高実績	平成26年度以降		千円	～	発注者
	本企業団の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	本企業団構成市町の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	福岡県の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	国又は他官庁の最高実績	平成26年度以降		千円	～	発注者
	本企業団の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	本企業団構成市町の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	福岡県の最高実績	平成26年度以降		千円	～	
	国又は他官庁の最高実績	平成26年度以降		千円	～	発注者

※ 欄が不足する場合は様式9(継続用紙)に記入してください。

【様式 10-1】技術者名簿

-
- ☆ 設備設計以外を申請する場合、この（様式 10-1）を作成してください。
 - ☆ 設備設計を申請する方は（様式 10-2）を作成してください。
-

- ▼ 申請区分業種ごとに、提出日現在、在職している技術者について記入してください。下記及び次ページの記入例を参考に作成してください。
なお、提出の際、免許や資格者証等の添付は不要です。
- ▼ 福岡市内に本社又は主たる事業所を有する場合は、所属する技術者全員を記入してください。その他の方は当企業団発注の業務に従事可能な技術者を記入してください。

項目	説明
法令による 免許等	申請区分業種に係る法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものについて、名称及び取得年月日・資格登録番号を記入
実務経験 年数	申請区分業種に係る実務経験年数を記入
実務経歴	申請区分業種に係る過去 10 年間に従事した代表的な実績を記入
希望順位 申請区分業種 技術者数 商号又は名称 業者番号	技術者数は申請区分業種に係る技術者の数を記入 (同一申請業種が複数枚に及ぶ場合は最初のページのみ人数を記入) なお、新規申請者については業者番号の記入は不要

- ▼ 指定様式の全項目が記載されていれば、任意の様式でも結構です。
ただし、様式 10-1 を表紙として添付（氏名欄には「別紙のとおり」と記入）し、申請区分業種ごとの技術者の内容・人数が明確に分かるようにしてください。

◎ 登録後、技術者に変更が生じた場合は、その都度「技術者変更届」を提出してください。

【様式10-2】技術者名簿 ～設備設計用～

.....
☆設備設計の方のみ（様式10-2）を作成してください。

- ▼ 提出日現在在職している技術者について記入してください。
 下記及び次ページの記入例を参考に作成してください。なお、免許や資格者証等の添付は不要です。
- ▼ 福岡市内に本社又は主たる事業所を有する場合は、所属する技術者全員を記入してください。その他の場合は、当企業団発注の業務に従事可能な技術者を記入してください。
- ▼ 指定様式の全項目が記載されていれば、任意の様式でも結構です。
 ただし、様式10-2を表紙として添付（氏名欄には「別紙のとおり」と記入）し、技術者及び従事者の内容・人数が明確に分かるようにしてください。

項 目	説 明
順位 商号又は名称 技術者数 業者番号	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区分業種の希望順位、商号又は名称を記入 ・技術者数は申請区分業種に係る技術者の数を記入 （同一申請業種が複数枚に及ぶ場合は最初のページのみ人数を記入） ・新規申請者については、業者番号の記入不要。ただし、令和6年8月1日現在の登録業者名簿において、工事・製造、物品購入・リース等の登録がある場合はその業者番号を記入
建築士事務所登録	建築士事務所登録について、該当するものに○をつけてください。
職種	携わる職種（業務の種類）に○をつけてください。 ＊電・・・電気設備の設計 ＊機・・・給排水・衛生・空調設備等の設計 ＊建・・・建築設計 ＊CAD・・・CADを使った設計
最終学歴	学校の種類（大学、高等学校等の別）・専攻学科及び卒業年を記入 ＊ただし「法令等による免許等」で技術者の資格を有する場合、又は実務経験年数10年以上の場合は記載省略可
法令等による免許等	申請区分業種に係る法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものについて、名称及び取得年月日・資格登録番号を記入
実務経歴	職種（電・機・建・CAD）に応じたものを記入 【①初めて携わった設備設計業務】 実務経験年数が確認できるように記入すること。 【②最近携わった設備設計業務】 当企業団が発注した業務の実績があれば、優先して記入すること。

技術者名簿(設備設計)

様式10-2(設備設計用)

順位	3	位	業者番号	2200000
技術者数	2	人	商号又は名称	水道設計(株)九州支店
建築事務所登録について ※事務所登録の写しを提出のこと			1級建築士事務所、2級建築士事務所、登録なし	

氏名	職種	最終学歴		法令等による免許等		実務経験		経験年数
				免許等の名称	取得年月日	① 初め携った設計業務	時期	
博多 太郎	電機	中・高 高専・大	科 電気学科			① ※初め携った設計業務 ○×郵便局新築電気設備工事	H24.6	8
年齢	建	大院	専攻			② 最近携った設計業務 ○×小学校電気設備設計業務委託	H28.5	
30	才	CAD その他						
		S・H	24	年	卒業			
福岡 次郎	電機	中・高 高専・大	科 建築学科	1級管工事施工管理技士	S61.3	① ※初め携った設計業務 ○×病院空調設計業務	H31.5	17
年齢	建	大院	専攻			② 最近携った設計業務 ○×小学校校舎内部改造設備工事設計業務委託	H29.6	
40	才	CAD その他						
		S・H	14	年	卒業			
		電機	高専			① ※初め携った設計業務		
年齢	建		学科					
		CAD	その他					
		S・H	年	卒業				
		電機	中・高			① ※初め携った設計業務		
年齢	建	高専・大	学科					
		大院	専攻					
		CAD	その他			② 最近携った設計業務		
		S・H	年	卒業				

該当するものに○をつけてください。
建築事務所登録がある場合は、「建築士事務所登録通知の写し」又は「建築士事務所登録証明書」を提出してください。

最新のものから記入してください。
企業団の実績がある場合は優先して記入してください。

携わる業務の種類に○をつけてください。
電・・・電気設備の設計
機・・・給排水・衛生・空調設備等の設計
建・・・建築設計

・法令による資格の名称
・資格取得年月日
・資格登録番号
を記入してください。
免許等の名称例：
設備設計○級建築士
建築設備士
○級建築士
○級○○工事施工管理技士
空調衛生工学会設備士
○種電気主任技術者
技術士(○○)

1 枚目/ 全 1 枚中

注1 職種、最終学歴の欄は該当する項目に○印を付けてください。
注2 実務経験欄①には、**初めて携った設備設計業務**と時期を記載して、実務経験年数が確認できるようにしてください。
注3 実務経験欄②には、当企業団の実績を優先して記入して下さい。また、最新のものから順に記入してください。
注4 当企業団との取引を支店で行う場合は、当企業団発注の業務に従事可能な技術者及び従事者を記入してください。

※ 財務諸表 参考資料

流動資産	現金預金	現金、小切手、送金小切手、送金を替手形郵便為替証明、当座預金、普通預金、郵便貯金等	流動負債	支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
	受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債券（割引引いたものがある場合は割引高を控除）		買掛金	通常の取引によって発生した営業上の未払額
	売掛金	通常の取引によって発生した営業上の代金の未収額		短期借入金	履行期が決算期後1年以内に到来する借入金又は到来すると認められる借入金（金融手形を含む）
	有価証券	取引所の相場のある株式及び社債（国債、地方債その他の債権を含む）で決算期後1年以内に処分する目的で保有するもの。		未払金	物件購入代金等の未払金で履行期限が決算期後1年以内に到来すると認められるもの
	商品	販売の目的で他から仕入れた商品の棚卸高		未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容としている契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
	材料貯蔵品	製品を製造するために使用する材料及び消耗工具並びに事務用消耗品等の棚卸高		預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び従業員からの預り金
	△貸倒引当金	受取手形、完成工事未収金等流動資産の部に属する債権に対する貸し倒れ見込額を一括して記入			
固定資産	建物・構築物	営業用として使用している建物、構築物の期末帳簿類（住居と併用している場合は、営業用に使用している坪数の全坪数に対する割合で按分した額を記入、借用している建物は含まない。）	固定負債	長期借入金	短期借入金以外の借入金
	機械・器具	営業用として使用しているプレス機械、旋盤、工作機械類及び船舶並びに自動車等の期末帳簿類	純資本金（元入金）		前年末の次年繰越純資本金元入金ともいう
	工具器具・備品	各種の工具、器具、備品で耐用年数が1年以上であり、取得価格が相当額以上であるものの期末帳簿等額	事業主定	事業主定	事業主が営業外資金から事業のために借りたもの（事業主個人の金を出資したもの、すなわち元入金に属するもの）
	土地	営業用として使用している土地で、借地は含まない。	事業主定	事業主定	事業主が営業の資金から家事費に充当した金額
	繰延資産	繰延資産		当期利益（△当期損失）	当年利益金（当年損失金）
合 計			合 計		
左右の合計は必ず一致すること			左右の合計は必ず一致すること		
			次年繰越純資本金	次年の純資本金（元入金）となる	

[点検事項]

(1) 当期利益(当期損益)

① $(D) = (A) - [(B) + (C)]$ …… マイナスとなる場合は、当期損失(D)'に記入する。

② $(D) = (オ)$ 、 $(D)' = (オ)'$ …… 損益計算書の額と貸借対照表の額は同額。

(2) 次年度繰越純資本金

$(キ) = (イ) + (ウ) + (オ) - (エ)$ 又は、 $(キ) = (イ) + (ウ) - (オ)' - (エ)$

(3) 貸借対照表又は損失計算書の合計は、同期間において左右同額であること。

$(ア) = (カ)$ 、 $(E) = (A)$

別表

申請区分業種分類表（委託）

（ 1 / 3 ）

番号	申請区分業種	委託種目	登録・許可	備考
1	土木設計	A 鋼構造及びコンクリート設計		その他については、委託業務実績表に具体的な業務内容を記入すること。
		B 道路設計		
		C 上水道設計		
		D 下水道設計		
		E 造園設計		
		F 都市・地方計画設計		
		G その他の土木設計		
2	建築設計	A 建築設計（一般）	「建築士法」による事務所登録が必要	
		B 構造計算		
		C 建築積算	1級建築士・2級建築士・建築基準適合判定資格者のいずれかを配置できること。	
		D 建築物点検		
		E 建築設備点検		
		F その他の建築設計		
3	設備設計	A 電気設備設計		その他については、委託業務実績表に具体的な業務内容を記入すること。
		B 給排水・衛生・空調設備設計		
		C その他の設備設計		
		D 設備積算		
4	測量	A 一般測量	「測量法」による登録が必要	その他については、委託業務実績表に具体的な業務内容を記入すること。
		B 深淺測量		
		C 航空測量		
		D GPS測量		
		E 水路測量		
		F その他の測量		
5	地質調査	A 一般ボーリング		その他については、委託業務実績表に具体的な業務内容を記入すること。
		B 海上ボーリング		
		C CBR		
		D レイリー波調査		
		E その他の地質調査		
6	看板・標識	A 屋外看板標識製作設置	福岡県または企業団構成団体の各市町制定の屋外広告物条例の登録が必要	
		B 屋内看板標識製作設置		
7	機械保守	A 機械設備等の保守点検		有資格者名簿（様式〇〇号）を提出を提出すること。
8	樹木等の保育管理	A 樹木の保育管理		☆造園工事申請とは、別に申請が必要
		B 花の保育管理		

別表

申請区分業種分類表（委託）

（ 2 / 3 ）

番号	申請区分業種	委託種目	登録・許可	備考
9	清掃	A 建築物清掃		建築物内の清掃（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃は含まない）
		B 建築物空気環境測定		建築物内の空気環境（温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流）の測定
		C 空気調和用ダクト清掃		建築物の空気調和用ダクトの清掃
		D 建築物飲料水水質検査		建築物における飲料水についての水質検査
		E 建築物飲料水貯水槽清掃		建築物の飲料水貯水槽（受水槽、高置水槽等）の清掃
		F 建築物排水管清掃		建築物の排水管の清掃
		G 建築物衛生環境総合管理		建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う業務
		H その他の清掃		A～Gに分類されない清掃業務
		I 建物消毒		建築物の消毒（建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（白蟻を除く）の防除を含む）
10	警備	A 常駐警備	* 1 「警備業法」による都道府県公安委員会の認定が必要	警備業法第2条第1項第1号の警備業務のうち、警備員が警備対象施設（駐車場等を含む）に常駐する形式の警備業務
		B 巡回警備	※福岡県外の法人で支店等を代理人として登録する場合は、福岡県公安委員会に営業所設置等届を提出していること	警備業法第2条第1項第1号の警備業務のうち、警備対象施設（駐車場等を含む）に警備員を常駐させず、一定の時刻に施設を訪れる形式の警備業務
		C 機械警備	* 1に加えて、「警備業法」による福岡県公安委員会への機械警備業務の届出が必要	警備業法第2条第5項の警備業務（警備業務用機械装置を使用して行う同条第1項第1号の警備業務）
		D その他の警備		他に分類されない警備業務
11	防蟻	A 白蟻の駆除及び防蟻		白蟻の駆除、防蟻
12	補償コンサルタント ※ 次ページ に続きあり	A 土地調査		土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務
		B 土地評価		①土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下利用に関する補償金算定業務 ②残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務
		C 物件		①木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金の算定業務 ②木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

別表

申請区分業種分類表（委託）

（ 3 / 3 ）

番号	申請区分業種	委託種目	登録・許可	備考
12	補償コンサルタント ※ 前ページからの続き	D 機械工作物		機械工作物に関する調査及び補償金算定業務
		E 営業補償・特殊補償		①営業補償に関する調査及び補償金算定業務 ②漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
		F 事業損失		事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務
		G 補償関連		①意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務 ②補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務 ③事業認定申請図書等の作成業務
		H 総合保障		①公共用地取得計画図書の作成業務 ②公共用地取得に関する工程管理業務 ③補償に関する相談業務 ④関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 ⑤公共用地交渉業務
		I 不動産鑑定	「不動産鑑定評価に関する法律」による登録（建築物の調査・鑑定の場合は「建築士法」による事務所登録）が必要	不動産鑑定業務
		J 登記手続等	「土地家屋調査士法」又は「司法書士法」による登録が必要	登記手続等の業務
13	運送	A 運送業務	「貨物自動車運送事業法」による「一般貨物自動車運送事業」の許可又は「貨物軽自動車運送事業」の届出が必要	貨物運送、引越し運搬 等
14	催事・展示等の企画設営等	A 催事・展示等の企画設営等業務		イベント・式典等の企画・運営・会場設営等
15	情報処理	A システム開発		システムの開発、改修、運用支援、保守等
		B ウェブページ制作		ウェブページの制作、改修、運用支援、保守等
		C システム設計・分析		システムの設計、分析、調査、検討等
		D データ作成・変換		データ入力、OCR処理、データ変換、帳票出力・加工等
		E 情報セキュリティ		情報セキュリティ運用支援、監査等
16	広告宣伝	A 映像制作		映画、ビデオ等の制作
		B デザイン制作		パンフレット・ポスター・小冊子等のデザインの企画・制作、キャラクターデザイン・各種デザイン等の企画・制作等
		C ウェブデザイン制作		ウェブデザインの制作
		D 新聞・テレビ・ラジオ等の広告代理		新聞・テレビ・ラジオ等の広告代理
17	その他	A 浄水場等の運転管理業務		
		B 漏水調査		
		C 上記以外の委託業務		